

令和8年度処遇改善計画の中に

6月から加算算定する
居宅介護支援・介護予防支援事業所(=A)がある法人は
こちらをご覧ください

ある

ない

4・5月に加算算定する
地域密着型サービスまたは総合事業の
事業所(=B)が

6月から加算算定する
居宅介護支援・介護予防支援事業所が
ない法人は
次のページをご確認ください

ある

ない

(B)の4・5月の加算区分は
令和7年度と

(B)の加算算定開始予定月は

同じ

異なる・
変更する

6月～

(B)の事業所はない
・(B)は令和8年度
算定しない

計画書と
(A)(B)の加算届を提出
6月15日〆切

計画書と
(A)の加算届を提出
6月15日〆切

計画書と(A)(B)の加算届を提出
4月15日〆切

(B)の6月以降の加算区分は
4・5月と

同じ

異なる・
変更する

計画書と
(A)の加算届を提出
4月15日〆切

計画書と(A)(B)の加算届を提出
計画書:4月15日〆切
(A)の加算届:4月15日〆切
(B)の加算届:加算区分変更月の前月15日〆切
(B)がグループホームの場合は加算区分変更月の初日〆切)

ただし、上記の結果にかかわらず、(B)が「総合事業通所型」か「4・5月に「加算ⅠまたはⅡ」を算定」
のいずれかに該当するときは、(B)の6月からの加算区分の加算届も提出すること
(5月15日〆切)

※こちらはいずれも、目黒区に提出するときの提出期限です。
他区市町村の提出期限は、その区市町村にご確認ください。

令和8年度処遇改善計画の中に

6月から加算算定する
居宅介護支援・介護予防支援事業所がない法人は
こちらをご覧ください

ある

ない

6月から加算算定する
居宅介護支援・介護予防支援事業所が
ある法人は
前のページをご確認ください

4・5月に加算算定する
地域密着型サービスまたは総合事業の
事業所(=B)が

ある

ない

(B)の4・5月の加算区分は
令和7年度と

(B)の加算算定開始予定月は

同じ

異なる・
変更する

6月～

令和8年度は
算定しない

計画書と
(B)の加算届を提出
4月15日〆切

計画書と
(B)の加算届を
提出
6月15日〆切

処遇改善加算の
届出は不要

(B)の6月以降の加算区分は
4・5月と

同じ

異なる・
変更する

計画書だけ提出
4月15日〆切

計画書と(B)の加算届を提出
計画書:4月15日〆切
加算届:加算区分変更月の前月15日〆切
(グループホームの場合は加算区分変更月の初日〆切)

ただし、上記の結果にかかわらず、(B)が「総合事業通所型」か「4・5月に「加算ⅠまたはⅡ」を算定」
のいずれかに該当するときは、(B)の6月からの加算区分の加算届も提出すること
(5月15日〆切)

※こちらはいずれも、目黒区に提出するときの提出期限です。
他区市町村の提出期限は、その区市町村にご確認ください。